

一般社団法人沖縄オープンラボラトリ 会員規約

第1条 (目的)

本規約は、一般社団法人沖縄オープンラボラトリ（以下「当法人」という）の定款の定めによる会費を定めるとともに、入退会及び権利義務等、当法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものとする。

第2条 (名称)

当法人は、一般社団法人沖縄オープンラボラトリ（英文名 Okinawa Open Laboratory 略称 OOL）という。

第3条 (理事長の設置)

当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。

2 代表理事は理事長とし、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

3 理事長は、理事のうちから理事長代行を指名し、理事会における職務を代行させることができる。

第4条 (会員および種別)

当法人の会員は次の3種とする。

(1) 正会員（社員）

当法人の目的に賛同して入会の申し込みをする者で、理事会にて入会を承認され、かつ代表理事の承認を受けた個人又は団体若しくは法人。

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会の申し込みをする者で、理事会にて入会を承認された個人又は団体若しくは法人。

(3) 特別会員

当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会申し込みをする者で、理事会にて入会を承認された公共団体又は公益法人若しくはこれに準ずる法人若しくは個人。

第5条 (入会)

当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長宛に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申し込みがあったときは理事会に諮り、理事会は、第6条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

第6条 (入会申込の不承認)

当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

(1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合

(2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合

- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不適当と判断した場合

第7条（入会金）

当法人への入会金は無料とする。

第8条（会費）

会費は以下に定める通りとする。

会員種別	年会費
正会員（社員）	（1口）5,000,000円
賛助会員	（1口）500,000円
特別会員	無料

- 2 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。
- 3 会費は年会費制とする。
- 4 正会員については、当法人発行の請求書により、毎年5月末日までに一括納入しなければならない。また、年度途中の入会に係る会費にあっても、年額を納めるものとする。
- 5 賛助会員については、年度途中の入会の場合、年額を入会月か翌月末までに初年度の会費として納めるものとする。ただし、次年度の会費については、入会月を更新とし、年額を納めるものとする。

凡例：2013年9月入会の場合は、9月末または10月末までに年額を納める。

2014年度会費は、2014年8月に請求し、9月末または10月末までに納める。

- 6 会員は、会費を請求書発行後6か月以上納入しない場合は、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した年会費の納入義務は免れない。
- 7 会員が納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 8 賛助会員向け年会費の特別措置として、以下を定める。

- ・スタートアップ企業向け特別措置

理事会にて、対象企業の審査を行い、適用可否を決定する。年会費は120,000円を目安として、理事会での審査によって、最終確定する。

- ・沖縄県内企業向け特別措置

沖縄県内に本社あるいは本店を設置する企業については、年会費を300,000円とする。

第9条（会員の権利）

会員は次の権利を有する。

1 正会員（社員）

当法人の総会に出席し、議決に参加することができる。

当法人の理事に1口あたり1名を推挙することができる。

当法人に対し、ワーキンググループ（部会）設置案を発議することができる。

当法人の事業に参加し、その全てを利用することができる。

当法人の会員であることを、広告、パンフレット、催事等において示すことができる。

当法人が行う、広告、広報、催事等において、その名前が掲載、掲出される権利を有する。

2 賛助会員

当法人の総会に出席することができる。

当法人の事業に参加し、その全てまたは一部を利用することができる。

当法人の会員であることを、広告、パンフレット、催事等において示すことができる。

当法人が行う、広告、広報、催事等において、その名前が掲載、掲出される権利を有する。

3 特別会員

当法人の総会に出席することができる。

当法人の事業に参加し、その全てまたは一部を利用することができる。

当法人の会員であることを、広告、パンフレット、催事等において示すことができる。

当法人が行う、広告、広報、催事等において、その名前が掲載、掲出される権利を有する。

理事会及び社員総会の承認により、当法人の理事になることができる。

第10条（会員の義務）

会員は次の義務を負う。

- 1 当法人の定款、規約及びに議決に従う。
- 2 当法人の会費等を納入する。
- 3 当法人の活動計画に則った広告、広報、催事、会員拡大活動等の費用及び人員の供出について積極的に協力をする。
- 4 当法人が実施する広告、広報、催事等においてその名称が利用されることを承認する。

第11条（変更の届出）

会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅延なく所定の変更手続きを行うものとする。

- 2 会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人にその責任は一切ない。

第12条（退会）

会員が当法人を退会しようとするときは、事前に当法人所定の退会届に必要な事項を記入のうえ、理事長宛に提出しなければならない。なお、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第13条（除名等）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第14条 （会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 当法人への支払い義務を半年以上履行しなかったとき

第15条 （会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務及び規約等に定めがある場合は、継続して義務を負う。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第16条 （会員名簿）

当法人は、会員の氏名または名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

第17条 （ワーキンググループの設置等）

当法人の事業を円滑に推進するために、理事会の決議により、必要に応じてワーキンググループ（「部会」とも言う）を設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、理事及び会員によって構成される。
- 3 ワーキンググループには、主査を置く。主査は、理事、正会員又は特別会員のうちから理事会の審議を経て代表理事が指名するものとし、これを運営する。
- 4 主査は1名以上設置する。
- 5 その他、ワーキンググループの構成及び運営方法等については、主査が定めるところによる。
- 6 ワーキンググループには、主査の承認に基づいて、会員以外のオブザーバの参加を認める。
- 7 ワーキンググループは、活動毎に次の事項を記載した報告書を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 参加者氏名
 - (3) 活動内容
 - (4) その他申し送り事項

第18条 （サブワーキンググループの設置等）

当法人は、ワーキンググループで審議する専門事項をさらに詳細に調査審議するためのサブワーキンググループ（「分科会」とも言う）を、主査の承認により、置くことができる。

- 2 サブワーキンググループは、理事及び会員によって構成される。
- 3 サブワーキンググループにはグループ長を置くものとする。グループ長は、サブワーキンググループメンバーの中から互選により選出し、主査の承認を得なければならない。
- 4 サブワーキンググループの構成及び運営方法等については、グループ長が定め、主査の承認を与えるものとする。

- 5 サブワーキンググループには、主査の承認に基づいて、会員以外のオブザーバの参加を認める。
- 6 ワーキンググループは、活動毎に次の事項を記載した報告書を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 参加者氏名
 - (3) 活動内容
 - (4) その他申し送り事項

第19条（事務局）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長は、代表理事の命を受け事務局を統轄し、事務局職員は事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第20条（活動）

当法人は、情報通信技術の研究開発を行なうため、次の活動を行う。

- (1) 情報通信技術の調査、研究及び開発
- (2) 情報通信技術の研究開発のための支援事業及びインフラ整備事業
- (3) 情報通信技術に関する技術者の育成事業
- (4) 情報通信技術に関する研究会、研究成果発表会、研修会、及び講演会などの企画・開催
- (5) 情報通信技術に関する情報誌の発行
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第21条（本規約の変更）

本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定める。

- 2 当法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
- 3 前項の議決により変更された本規約は、当法人のホームページ上に表示した時点より効力を発する。

第22条（知的財産の扱い）

活動を遂行する上で生じた知的財産権については、当該知的財産を創造した者に帰属することとし、共同で創造した場合はその持分を均等とする。

- 2 前項の知的財産権の利用条件については、権利者と当法人が協議することができる。
- 3 当法人を表す商標及びロゴを含め、上記各項に拘らず当事者の合意により別途の定めをすることができる。

第23条（情報の二次利用）

会員の権利によって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法に

においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

第24条（機密情報の保護）

当法人は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 その他、機密情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別途定める機密保護方針及び関係する規定によるものとする。

第25条（個人情報の保護）

当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別途定める機密保護方針及び関係する規定によるものとする。

第26条（誓約書の提出）

当法人の会員及び当法人の事業に参加する者は、別に定める誓約書に記載の内容に合意し且つ署名し、理事長宛に提出しなければならない。

第27条（準拠法及び合意管轄）

本規約は、すべてにおいて日本法に準拠し、解釈される。本規約の解釈、実行もしくは履行、又は関係するあらゆる形態の紛争は、第一に当事者によって友好的に解決されるものとするが、合理的な期間内に解決できない場合には、裁判所の判断に委ねるものとし、その場合は東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

以上、一般社団法人沖縄オープンラボトリーの総ての会員に本規約を配布する。

附則

本規約は、平成25年 5月 8日から施行する。

改訂日、平成27年 5月 21日

変更内容

- ・ワーキンググループの副査の記述を削除
- ・第19条（技術局）の記述を削除し、条項番号を繰り上げる
- ・第18条3項の副グループ長の記述を削除

改訂日、平成29年 3月15日

施行日は平成29年4月1日とする

変更内容

- ・第8条（会費）の賛助会員の年会費を改訂、8項に特別措置に関する記述を追加